

水道管の漏水調査にご協力ください

問い合わせ先 水道課 ☎096(248)1130

水道局では、貴重な水資源の有効活用や道路陥没などの二次災害を未然に防ぐため、道路や道路から水道メーターまでの水道管の漏水調査を実施しています。

委託した調査員が、皆さんの水道メーター付近に立ち入る場合がありますので、ご理解をお願いします。

ご注意ください

調査員は顔写真付身分証明書を常時携帯して作業します。

建物内に立ち入ることや料金などの請求はありませんので、不審と思われる場合は身分証明書の提示を求めてください。

▼調査予定期間

8月上旬～令和9年3月19日(金)

▼調査区域

市内全域

▼委託業者

株式会社 コスモリサーチ



(身分証明書の見本)

身分証明書	
法人名	株式会社コスモリサーチ
氏名	写真
生年月日	昭和 年 月 日生
有効期限	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
上記の者は、合志市水道局が委託する漏水調査業務を行う調査員であることを証明する 契約日 令和 年 月 日 合志市長 荒本 善行	

地域の人権相談パートナー

人権よもやま話



●問い合わせ先
人権啓発教育課 啓発教育班
☎096(248)2399



人権擁護委員
むらかみ よういち
村上 陽一さん

私は、吃音で悩んできました。特にこどもの頃は、コミュニケーションがとれず、話すことを避けていました。あいさつは、「おおおはおはようございます」という状況です。大人から、「あいさつもろくに言えないのか」と怒られていました。なんでこんな自分が生まれてきたのだろうか、と悩んでばかりでした。

その後、役場に入り、社会教育課へ配属されました。説明中に言葉がつかえ、指摘されることが多くありました。2年後、同和教育の担当になりました。言葉がつかえるようになりました。言葉がつかえるうちに、人権の教育・啓発の仕事ができるか、不安でいっぱいでした。そんな不安の中、差別のない世の中になるようお願い、活動されている人たちの出会い、「吃音は決して悪くないのだよ、一番大切なことは、人への思いを伝えることを諦めないこと」と教えられました。言葉がつかえた時、

最後まで真剣に聞いてくれた人がいました。吃音を持っていて自分が認められたという思いになりました。人権教育研究大会では多くの人から支えられ、発表することができました。自分の思いを伝えることが、こんなにも幸せなことなのだと思う体験でした。

現在、相棒と2人で『さしより生バンド』による『出前人権歌声喫茶』の活動をしています。地域の集まりにお邪魔して、ギター、アコースティック、ハーモニカの伴奏で歌ってもらい、ゲームしながら、人権の大切さについて話しています。『支え合って生きることが一人ひとりの幸せにつながる』をみんなで学びたいと思います。この活動もことしで12年目。私たちもそれなりに年齢を重ねたので、体調に気を付けながら続けたいと思っています。皆さんのとの出会いを楽しみにしています。



ひとり親家庭などで児童を養育している人へ

問い合わせ先 こども未来課 こども支援班(ウィーブル内) ☎096(248)1162

児童扶養手当制度

離婚などの理由で、父または母と生計を別にしていて児童(18歳に達する日以後の最初の3月まで。児童に一定以上の障がいがある場合は20歳未満)を養育する家庭に支給されます。

▼支給額

受給資格者と扶養義務者(同居している親など)の所得に応じて区分され、この区分は毎年、現況届の審査状況で見直されます。

支給対象児童1人の場合

全部支給 月額48,050円
一部支給 月額48,040円～11,340円

支給対象児童2人目以降

全部支給 月額11,350円加算
一部支給 月額11,340円～5,680円加算

※所得制限があるため、所得が限度額以上ある場合は支給停止



▲市ホームページ

ひとり親家庭等医療費助成制度

医療費の一部を助成します。

▼対象

次の全てを満たす人
・国民健康保険法の規定による被保険者または社会保険各法の規定による被保険者もしくは被扶養者
・市内に住所があるひとり親家庭の父または母

※所得制限があります

▼助成期間

扶養している児童が20歳になる誕生日の末日まで

▼助成額

助成対象者が支払った保険診療の一部負担金の3分の2に相当する額

現況届は忘れずに

受給資格確認のため、現況届の提出が必要です。対象者には7月下旬に関係書類を送付しています。現況届の提出がないと、11月以降の手当の支給を受けることができません。また、2年以上届け出がないと受給権がなくなります。

▼提出期限

8月31日(月)

※現況届の提出予約をオンラインで受け付けます。送付した案内の書類をご確認ください

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(安全安心課内) ☎096(248)5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時



フリマサービスのトラブル

事例

フリマサービスで洋服を購入したが、写真にあった付属品のベルトが同封されていなかった。出品者に付属品を送付してもらったため連絡したが返信がなかった。どう対応したらよいか。

(70代 女性)

解説

商品が届かない、または説明と違うものが届いた場合は、絶対に『受取評価』をしないでください。『エスクローサービス※』で預かっていた代金が出品者へ支払われる可能性があります。

出品者と連絡が取れない場合は、受取評価をせずに『運営側』に問い合わせましょう。

※大手の運営事業者がトラブル防止のために、出品者と購入者の間にあって、一時的に代金を預かり購入者が商品を受け取ったことが確認できてから出品者に商品代金を支払う決済の仕組み

利用にあたっての注意点

・フリマサービスは、利用規約を守って利用しましょう。利用規約などで禁止されている行為は絶対に行なってはいけません。
例えば出品者がアプリを通さない直接取引を持ちかけて銀行振込みを促すことがあります。規約違反になるので応じないようにしましょう。

・未成年者がフリマサービスを利用する場合は、家族などで利用方法を十分に話し合しましょう。

・フリマサービスの運営事業者は、商品の出品者と購入者に取引の場を提供していますが、それを利用した売買は個人間取引にあたります。フリマサービスのトラブル解決は原則として当事者間で図ることが求められている点を理解して利用しましょう。

・トラブルが生じた場合は消費生活センターへ相談しましょう。



▲市消費生活センター